

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	会計課	
件 名	犬山市指定金融機関事務及び預金取扱いに関する契約	
契 約 内 容	犬山市の指定金融機関として、犬山市の公金の収納及び出納事務並びにこれに係る預金の取り扱いをする。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成19年10月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 三菱東京UFJ銀行	
契 約 金 額	別途契約で定める (「派出窓口事務取扱手数料に関する契約」：平成29年度 4,114,284円)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、犬山市の指定金融機関として、犬山市の公金の収納及び出納事務並びにこれに係る預金の取り扱いをするものである。</p> <p>株式会社 三菱東京UFJ銀行は、市内に店舗を持ち、ATMの設置数も多く、市民の生活に根ざしている金融機関である。また、独自の歳入システムを構築しており、県内自治体の実績等からも、その技術、信頼性は十分である。</p> <p>歳入システムとは、各金融機関等に納付・送信された情報を本市の定める一定の書式にデータ化するとともに、口座振替処理業務、収入日計処理業務などを行うもので、各金融機関から指定金融機関へ送付される資金の相互確認、照合など、領収済通知書と資金管理の一体性を確保することも必要となるため、指定金融機関とのスムーズな連携が不可欠である。このため、当市の指定金融機関の選定に当たっては、この歳入システムを構築しているかどうかは重要な要因となる。</p> <p>市内に店舗を持つこと、また、歳入システムを構築しておりその運用実績も高いことから、本件は競争入札に適しないと判断し、株式会社 三菱東京UFJ銀行と随意契約により契約をした。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 会計課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	会計課	
件 名	歳入システム業務	
契 約 内 容	委託業務 (1) 市税、料金その他の歳入金の領収済通知書等の内容を磁気テープ等に収録し、関連帳票及び記録媒体を作成する業務 (2) 口座振替データを分割統合する業務 (3) コンビニ収納サービスを利用し収納した公金のデータを分割統合する業務 (4) その他前各号に付随する業務等	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 三菱東京UFJ銀行	
契 約 金 額	基本料金(コンビニ含む) : 360,000円/月、度数料金 : 4円から8円までの範囲内 予定総額 7,223,761円 (平成29年度) 読取件数411,635件	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、各金融機関等に納付・送信された情報を本市の定める一定の書式にデータ化するとともに、口座振替処理業務、収入日計処理業務などを行うものである。これらの業務は領収済通知書の授受、データの作成・送付、エラー処理対応、領収済通知書の返送等まで、履行内容、履行期間を明確に定めた一連の業務である。</p> <p>本業務は、領収済通知書が日々の切れ目なく各金融機関から送付され、収入処理を行っていることから、業者を途中で変更することは、収入処理業務に著しい支障を生じさせる恐れがある。また、各金融機関から指定金融機関へ送付される資金の相互確認、照合など、領収済通知書と資金管理の一体性を確保することも必要となるため、指定金融機関とのスムーズな連携が不可欠である。</p> <p>株式会社 三菱東京UFJ銀行は当市の指定金融機関であるとともに、県内自治体の実績等からも技術、信頼性は十分であり、平成28年度の本市作業要求も着実に遂行していると評価できる。</p> <p>以上により、本件は競争入札に適しないと判断し、株式会社 三菱東京UFJ銀行と随意契約により契約をした。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 会計課